

井原市産業支援・異業種連携促進事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

井原市産業支援・異業種連携促進事業

2 業務の目的

井原市産業支援・異業種連携促進業務（以下「業務」という。）は、実践的経験及び専門的知識により、市内企業が抱える様々な経営課題等の克服や商品の高付加価値化、企業が持つ事業計画や成長戦略を、スピード感を持って具現化する等の後押しを行うとともに、異業種連携による新商品等の開発から販路の確保までの一貫した支援を行うことで、本市の産業集積や成長発展を促すとともに、エネルギー価格や原材料価格の高騰等の激変する社会環境に迅速に対応し「元気なまち 井原」の実現を図ることを目的とする。

3 業務の内容

(1) 企業、創業者等からの相談への対応

市内企業や市内での創業者等が抱える課題等への解決をサポートすること。必要に応じて、産業支援機関と連携し事業の実施にあたること。

(2) 「攻めの経営」への転換の促進

市内企業の攻めの経営を後押しし、企業の成長発展に向けた取組を支援すること。

(3) 異業種連携の促進

市内企業の異業種連携による新製品等の開発から販路の確保までを一貫して支援し、「製販連携」によるものづくりを後押しすること。

(4) 重要業績評価指数（KPI）設定

井原市第7次総合計画後期基本計画の産業・交流分野における成果指標である「経営強化支援件数」等を測定する項目として下記 1)～3)を設定する他、提案者独自のKPIを1項目以上設定し提案すること（事業者の販路拡大件数や新商品等の売上額等、支援を受けた事業者への効果を確認できる指標を設定すること。）。

1) 企業、創業者等からの相談対応件数 180件/年度

2) 商品開発、販路開拓及び経営改善支援件数 30件/年度

3) 異業種連携支援件数 20件/年度

4) 提案者独自のKPI

(5) 業務評価等

KPIの達成に向け、次に掲げる業務評価等を年度毎に行うこと。

1) 年度毎に業務計画に基づき実施した業務の効果測定

2) 課題整理を行うとともに効果測定結果等の分析

3) 効果や改善すべき点、今後の取り組むべき業務等の考察

(6) その他の事業

上記(1)～(5)に掲げる事業のほか、燃料費や原材料価格の高騰等、事業者を取り巻く課題の克服につながるような取り組みについても検討すること。

4 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで。

5 予算

(1) 委託事業費（限度額）

総額 30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

令和7年度 10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8～9年度 20,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業に従事する社員の賃金実費分、企業訪問やマッチング等に係る経費（交通費、宿泊費等）、イベントの開催に係る経費（講師謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費等）、新商品の開発促進に係る経費（試作品の開発に係る原材料費、消耗品費、通信運搬費、外注加工費、デザイン開発費等）、販路開拓の促進に係る経費（印刷製本費、通信運搬費、展示会出展料、賃借料、空間デザインやPOP製作等に係る委託料及び報償費等）、通信運搬費、その他消耗品費、一般管理費（委託事業費の20%以内）等とする。

※新商品の開発促進に係る経費については、1商品の開発に係る費用は、事前に井原市の了解を得たものを除き、概ね300,000円以内とし、開発支援対象は主として開発を行う事業者ごとに1プロジェクトに限る（関連商品群をまとめて1プロジェクトにする場合を含む）。ただし同一企業が素材を複数社に提供すること、また、副次的に複数のプロジェクトに参加することを妨げるものではない。

6 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 本業務は受託者自ら行うものとし、第三者へその業務を再委託することはできない。ただし、やむを得ない事情により、本業務の一部を再委託する場合は、別途書面（任意様式）により申し出ること。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の成果物に係る著作権等の扱いに関しては、開発支援する商品ごとに井原市と協議の上決定する。
- (2) 本事業実施に際して知り得た企業及び個人の事実、情報等については、契約終了後も守秘義務を遵守することとする。
- (3) やむを得ず事業計画を変更する場合には、事業計画変更承認申請書（別紙様式1）を提出し、事業計画変更承認を受けなければならない。ただし、支出計画書の経費の変更のうち、各経費区分の20%を超えない軽微な変更については、その限りではない。
- (4) 受託者は、業務の監理を行うとともに、四半期ごとに作業報告書（別紙様式2）を、3月に実績報告書（別紙様式3）を提出しなければならない。ただし、令和7年度第一四半期については、この限りではない。
- (5) 委託料の支払いは、井原市商工課が作業報告書の内容を確認した後に、受託者からの請求

に基づき契約金額の15分の1以内の金額を支払い、実績報告書の内容を確認した後に、契約金額の3分の1の金額から当該年度に概算払いした金額を差し引いた金額を支払うものとする。ただし、令和7年度第一四半期については作業報告書の確認を必要とせず、事業の実施に必要な経費として受託者からの請求に基づき契約金額の15分の1以内の金額を支払うものとする。

- (6) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。なお、これによりがたい場合は、賃貸借契約（リース・レンタル）による対応とすること。また、取得価格又は効用の増加価格が500,000円以上となる財産の取得は認めないものとする。
- (7) 受託者は、委託契約等の定めにしたがった場合、又は事業計画の目標を達成できない程度が甚だしい場合には、委託契約額の一部又は全部を返還する義務を有する。
- (8) 受託者は、委託費により発生した収入がある場合には、返還を要するものとする。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類や帳簿帳票等の書類を備え、これを整理しておくとともに、委託業務完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (10) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度井原市商工課と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (11) 井原市商工課は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求められることができるものとする。